

子育て部分休暇の新設等について

☞ 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的として子育て部分休暇を新設するとともに、子の看護のための休暇及び育児による早出遅出勤務について、対象となる幼稚園教育職員の範囲を拡大する。

1 内容

(1) 子育て部分休暇の対象職員

制 度	対 象
部分休業	常勤及び再任用短時間は小学校就学前の子を養育する職員が対象

補完

制 度	対 象
部分休業	常勤及び再任用短時間は小学校就学前の子を養育する職員が対象
+	
子育て部分休暇	・小学6年生までの子を養育する職員が対象 ・高校3年生までの障害のある子を養育する職員が対象（具体的な要件は教育委員会規則で定める）

(2) 子の看護のための休暇及び育児による早出遅出勤務の対象職員

制 度	対 象
子の看護のための休暇	小学3年生までの子を養育する職員が対象
育児による早出遅出勤務	

変更

対 象
・小学6年生までの子を養育する職員が対象 ・高校3年生までの障害のある子を養育する職員が対象（具体的な要件は教育委員会規則で定める）

2 子育て部分休暇に係る給与上の取扱

次の事項については、教育委員会規則等で定める。

勤務しない時間の給与減額	→	減額する
欠勤等による昇給の抑制	→	抑制の対象としない
期末手当の支給割合における欠勤等日数の算定	→	7時間45分をもって1/3日として算定する
勤勉手当の支給割合における欠勤等日数の算定	→	30日を超える場合は、7時間45分をもって2/3日として算定する

3 改正を要する条例

- ・ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

4 施行予定日

令和7年4月1日